

厚生委員会報告資料

令和 7 年 1 月 10 日

| 報告事項件名 | 頁 |
|---|---|
| 1 東京都内共通受診方式による 1 か月児健康診査・産婦健康診査の実施について | 2 |

(衛 生 部)

厚生委員会報告資料

令和7年12月10日

| | |
|-------|--|
| 件名 | 東京都内共通受診方式による1か月児健康診査・産婦健康診査の実施について |
| 所管部課名 | 衛生部保健予防課 |
| 内容 | <p>現在の1か月児健康診査・産婦健康診査は、産婦と医療機関の合意に基づき自費で任意実施している。東京都内の自治体では、令和8年10月1日から補助事業として開始する予定があるため、その考え方について下記の通り報告する。</p> <p>記</p> <h2>1 概要</h2> <p>(1) 導入背景</p> <p>出産後間もない時期の産婦と乳児に対する健康診査の導入により、出産初期段階における経済的負担の軽減と母子に対する妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備する。</p> <p>(2) 目的</p> <p>ア 1か月児健康診査</p> <p>早期に発見し、介入することにより疾病予後の改善が見込まれる身体疾患が顕在化する時期である1か月児に対して、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するため。</p> <p>イ 産婦健康診査</p> <p>産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復、授乳状況、精神状態の把握等を行う健康診査を実施することで、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため。</p> <p>(3) 実施方法</p> <p><u>都内共通受診方式による医療機関での個別健康診査</u></p> <p>都内では居住自治体以外での出産が約半数であり、産婦や新生児が自治体の区域を越えて広域的な健康診査を受診できるようにするため。</p> <p>(4) 開始時期</p> <p><u>令和8年10月1日受診分から開始予定</u></p> <p>4月からではなく10月開始となったのは、支払いシステムに使用している東京都国民健康保険団体連合会(※)のシステム改修に時間</p> |

がかかるため。

※ 国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、都道府県単位で設立された団体で、医療機関からのレセプトを点検し、診療報酬等の支払い業務を行っている。

(5) 健診内容等

| 種別 | 健康診査の内容 | 回数・見込数 | 単価・総額 |
|----------------------|---|--|---|
| 1か月児 健康診査 | ① 身体の発育状況や栄養 状態の把握 ② 身体異常の早期発見 | 回 数 1回 (生後1か月頃) ※ 出生後28日 ～41日 見込数 4,100人 | 単 価 6,000円×1回 総 額 約2,500万円 ※ 特定財源 (国1/2) 約1,250万円 |
| 産婦 健康診査 | ① 母体の身体機能の回復 ② 授乳状況 ③ 産婦の精神状態を把握 し、産後うつや新生児 への虐待を予防 | 回 数 2回 (産後2週間・ 1か月頃) ※ 原則、産後 2か月以内 見込数 4,100人 | 単 価 5,000円×2回 総 額 約4,200万円 ※ 特定財源 (国1/2・都1/4) 約3,100万円 |

2 問題点・今後の方針

都からは、「令和8年4～9月に出生した方の対応について各区の判断とする」旨の回答があった。

同一年度に出産した方に対する不公平感が無いようにするため、他区の状況等を情報収集したうえで実施に向け、令和8年度予算に計上することを検討していく。